

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日	令和6年3月14日
招集の場所	吉野川市役所東館3階 会議室
開閉会日時	開会 令和6年3月22日 午前10時 閉会 令和6年3月22日 午前10時35分
出席委員	教 育 長 栗 洲 敬 司 委 員 貞 野 雅 己 委 員 栗 原 奈 麻 美 委 員 熊 代 雄 一 郎 委 員 山 口 奈 美 委 員 武 知 李 香
出席職員	副 教 育 長 馬 郷 宏 治 副 教 育 長 阿 部 敏 和 教 育 総 務 課 長 川 端 俊 宏 生 涯 学 習 課 長 井 上 和 恵 学 校 教 育 課 長 松 本 賢 一 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 岡 田 裕 仁

議案

- (1) 吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (2) 吉野川市就学援助費交付規則の一部を改正する規則について
- (3) 吉野川市多目的グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則について
- (4) 吉野川市スクールバス等管理規程の一部を改正する訓令について
- (5) 全国大会参加者派遣補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- (6) 吉野川市社会教育委員の委嘱について
- (7) 吉野川市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (8) 第2期吉野川市教育振興計画「教育推進プログラム」の見直しについて
- (9) 指定校変更及び区域外就学について

報告事項

- (1) 区域外就学について
- (2) 令和6年3月市議会定例会一般質問について
- (3) 吉野川市学校給食用物資調達納入業者登録について

教育長職務代理者の指名について

教育長報告

その他

会議の経過

栗洲教育長	ただいまから、3月の吉野川市定例教育委員会を開会いたします。 教育長及び委員の過半数が出席しており定足数に達しています。 本日の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。 それでは、議案(1)「吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。
松本学校教育課長	3ページ、4ページの新旧対照表をご覧ください。 1つ目の改正は対照表上段、第9条に2項及び3項を追加するものです。内容は、「校外行事の届出等」に係わるものとなっております。1項において学校に対し市教委は校外行事実施報告書の提出を定めておりますが、2項にてその例外を定めるものでございます。 2つ目の改正は、現在は学校評議員制度に替わり、学校運営協議会による学校運営の参画が行わ

れているため、必要の無い第36条の削除、及びそれに伴う条の番号の繰り上げとなります。

3つ目は、第37条2項において校長・教頭ともに不在となった場合の代表者について定めるものでございます。

4つ目は、第46条、校長を除く教職員の勤務に専念する義務の免除願についてでございます。現行は4ページの(1)～(3)の3項目以外は、教育委員会の承認を必要としておりますが、ほとんどを校長の承認により職免となるように改正するものでございます。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等があればお願いいたします。

それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

続きまして、議案(2)「吉野川市就学援助費交付規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。

松本学校教育課長

資料5ページをお開きください。

主な内容といたしまして、押印の必要が無いための○印の削除、及び性別記入欄の削除。そして、これまでの援助費の支払い方法を、指定する口座への直接支払いに変更するための改正となっております。また、それに伴って7ページから10ページのように申請書も改正がございます。

これにより、学校での事務負担の軽減につながり、教職員の働き方改革に寄与できると考えています。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは異議なしということで、原案どおり承認されました。

続きまして、議案(3)「吉野川市多目的グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。

井上生涯学習課長

吉野川市多目的グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料12ページ新旧対照表をご覧ください。

第7条「付属設備の使用料は、別表のとおりとする。」を追加し、13ページ附則の次に別表を加える改正となっております。

第7条関係の別表につきまして、吉野川市多目的グラウンドに設置しておりますコイン式温水シャワーにつきまして、5分間で100円の使用料を設定するものです。

備考として「使用料に係る利用時間に5分未満の端数がある場合は、これを5分とする。」を追加しております。

また、料金設定につきましては、水道・下水道料金、ガス代等考慮し算出しております。

この改正に伴い条番号が変わったことで、14ページ様式第3号中「第9条関係」を「第10条関係」に、「第9条の」を「第10条の」に改めております。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等はございますか。

異議なしということで、原案どおり承認されました。

続きまして、議案(4)「吉野川市スクールバス等管理規程の一部を改正する訓令」について事務局より説明をお願いいたします。

松本学校教育課長

資料19ページ、20ページ新旧対照表をご覧ください。

新しく第7条を加えることと、それに伴って条の番号の変更となります。加えられた第7条は、現在運行しているスクールバス等を、学校行事やその他教育上必要と認められる事業の実施に活用できるようにするためのものとなります。そのことにより、さらなるスクールバス等の活用が推進でき、児童生徒達の校外学習や移動手段として活用することで、学校外での学びを更に深めたり、

	機会の創出に繋がったりすると考えております。以上でございます。
栗 洲 教 育 長	ただいまの件について、ご質問・ご意見等はございますか。
委 員	20ページの第7条ですが、スクールバス等の「等」とはどのようなことでしょうか。それとスクールバスは、市内全校で使えるということでしょうか。
松本学校教育課長	現在のところ、高越小学校と山川中学校において一部通学に不便な児童生徒に対し、スクールバスを運営しております。スクールバス等の「等」ですが、大型のバスもあれば、小型のミニバンタイプの車両もありますので、スクールバス等と規定しております。
委 員	1台ではないということですね。
松本学校教育課長	はい、1台ではございません。
栗 洲 教 育 長	使用可能な小中学校は、市内全小中学校ということですね。
松本学校教育課長	基本的にそのとおりでございます。
栗 洲 教 育 長	スクールバスをより活用できるような制度の改正でございます。
委 員	小さい車両も含めて数台あるのですね。小回りがきくような車両もあると。何台あるのですか。
馬郷副教育長	6台です。
委 員	複数台あるのであれば、スクールバスとしてだけでなく、活用できたらいいですよ。
栗 洲 教 育 長	市が所有するバスもありますので、そのバスが優先されると思います。他ございませんか。それでは異議なしということで、原案どおり承認されました。続いて議案(5)「全国大会参加者派遣補助金交付要綱の一部を改正する告示」について事務局より説明をお願いいたします。
井上生涯学習課長	全国大会参加者派遣補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。資料は25ページ、26ページになります。26ページ新旧対照表をご覧ください。第3条第1号中「全国小学校体育連盟、全国中学校体育連盟」を「日本中学校体育連盟」に、「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に改め、「特に吉野川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたとき。」を削り、同条第2号中「日本合唱連盟」を「全日本合唱連盟」に改め、「で特に教育委員会が認めたとき。」を削り、同条に次の1号を加えます。 (3) 前2号に掲げるもののほか、吉野川市教育委員会が適当と認めた大会 第7条中「教育委員会」を「吉野川市教育委員会」に、同条第1号中「補助金が」を「補助金を」に改めております。 下段の別表につきましては、「1人あたり」を「1人当たり」に訂正し、「年間で」を「団体競技にあっては一の年度において」に改めております。 この改正は団体名の変更等に伴い名称を変更し、他の項目につきましても表現等の整理を行います。

	した。以上でございます。
栗 洲 教 育 長	<p>ただいまの件について、何かございますか。</p> <p>それでは異議なしということで、原案どおり承認されました。</p> <p>続いて議案（6）「吉野川市社会教育委員の委嘱」について事務局より説明をお願いいたします。</p>
井上生涯学習課長	<p>資料2 7ページをお開きください。社会教育委員を委嘱するためには、吉野川市教育委員会事務委任等規則第2条第13号に基づき、教育委員会の議決を経て、委嘱することになっておりますので、今回の定例会においてお諮りするものです。</p> <p>氏名、役職の順に読み上げます。川村豊臣 吉野川市スポーツ協会会長、徳山富子 吉野川市人権教育推進協議会理事長、宇山孝人 吉野川市文化財保護審議会会長、野田賢 吉野川市文化協会会長、西岡孝晃 吉野川市PTA連合会会長、中洋子 吉野川市図書館協議会会長、鎌谷正芳 吉野川市公民館連絡協議会会長、以上7名 任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。以上でございます。</p>
栗 洲 教 育 長	ただいまの件について、ご質問・ご意見等はございますか。
委 員	役職による充て職なのでしょうか。
井上生涯学習課長	はい、充て職です。
委 員	役職の改選があれば、変更になるのでしょうか。
井上生涯学習課長	はい。
栗 洲 教 育 長	<p>よろしいでしょうか。それでは異議なしということで、原案どおり承認されました。</p> <p>続いて議案（7）「吉野川市文化財保護審議会委員の委嘱」について事務局より説明をお願いいたします。</p>
井上生涯学習課長	<p>吉野川市文化財保護審議会委員を委嘱するためには、吉野川市教育委員会事務委任等規則第2条第13号に基づき、教育委員会の議決を経て、委嘱することになっておりますので、今回の定例会においてお諮りするものです。資料2 8ページをご覧ください。氏名、地区、役職専攻順に読み上げます。宇山孝人 山川 有形文化財、谷本清 鴨島 有形文化財、徳山豊 鴨島 天然記念物、結城孝典 山川 史跡、鎌田成之 川島 無形民俗文化財、瀧山雄一 鴨島 有形民俗文化財、橋川寛司 川島 史跡、以上7名、任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。以上でございます。</p>
栗 洲 教 育 長	<p>ただいまの件について、ご質問・ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは異議なしということで、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案（8）「第2期吉野川市教育振興計画「教育推進プログラム」の見直し」について事務局より説明をお願いいたします。</p>
川端教育総務課長	<p>第2期吉野川市教育振興計画「教育推進プログラム」について説明いたします。</p> <p>資料の2 9ページをご覧ください。総合教育会議から公表までの流れを説明させていただきます。</p> <p>令和6年1月26日開催の令和5年度吉野川市総合教育会議において、第2期吉野川市教育振興計画をもって教育大綱に代えることについて、ご承認をいただき、教育推進プログラムの内容につ</p>

いてご協議をいただきました。

協議内容を反映した「教育推進プログラム」を30ページから61ページまで変更箇所を朱書きにして掲載しています。主な変更箇所は、31ページプログラム1「研修が必要である」に変更しております。これは「研修の仕方を工夫する」にしていたのですが問題点や課題が何だったかを記載する箇所のためでございます。続きまして、40ページプログラム5「配置定数の改善への要望が必要である」に変更しております。これは「配置人数の確保が課題となる」にしていたのですが人数の確保はできているものの依然として事務負担が大きいことからでございます。42ページプログラム6「児童生徒が国際理解の深化を図り、英語でのコミュニケーションの楽しさを体験する機会を提供することができた」に変更しております。これは「補助金によるサポートを行うことで、児童生徒の国際理解の深化を図ることができた」にしていたのですが、金銭面でのサポートとなれば他の事業等でも同様に行われるので必要ないことからでございます。続きまして、46ページプログラム8「担任や教科担任と栄養教諭や学校栄養職員がチームとなり、小学校では1、3、5年生で、中学校では1、2年生で食育を実施した」に変更しております。これは「教科担任がT1、学校栄養職員がT2」など専門的用語を使用していたためでございます。続きまして、58ページプログラム15「参加者の増加と地域活性化を図るため、スポーツイベントの内容等を再検討する必要がある」に変更しております。これは、文章の最後が「図る」となっていたためでございます。主な変更箇所は以上となります。

資料29ページをお開きください。令和6年2月13日から令和6年3月13日までの1ヶ月間ホームページ上で、パブリックコメントを実施しましたが、市民等からのご意見等の提出はございませんでした。

本日、定例教育委員会において、第2期吉野川市教育振興計画「教育推進プログラム」について、ご承認を賜り、3月中に市長への決裁を終えた後、市ホームページにおいて公表していきたいと考えておりますので、ご承認をいただけますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等はございますか。

それでは原案どおり承認されましたので、市長の決裁を得た後、ホームページで公表いたします。

続きまして、議案(9)及び報告事項(1)につきましては、公にすることが適当でない案件であるため、会議規則第6条第2項の規定により非公開としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご承認いただきましたので、非公開とします。

【非公開】

栗洲教育長

続いて報告事項(2)「令和6年3月市議会定例会一般質問」について事務局より説明をお願いいたします。

川端教育総務課長

資料の65ページをお開きください。

「令和6年3月市議会定例会一般質問」についてですが、教育委員会に対しまして、3名の議員から質問がございました。質問順に担当課長より報告させていただきます。

岡田所長

資料66ページをご覧ください。

栞原議員より学校給食について「物価高騰対策支援の詳細は」とのご質問がありました。

給食費の中で、電気代の一部、パン加工費など約970万円は市が負担し、給食費は賄材材料費のみとし、その上で、一食あたり小学校では10円、中学校では15円値上げし、給食費を改定する

予定としておりますが、子育て世帯には、当面の間、この値上がり分も市が負担することとし、現行どおり、の給食費とするもので、市の負担額は、年間で、小学生約294万円、中学生約230万円を見込んでおります。と答弁いたしました。

次に「米飯給食を増やす考えは」とのご質問がありました。

平成24年以降は、1週あたり米飯が3回パンが2回としております。

現在、本市では小学3年生から中学3年生までを対象とし、給食に関するアンケート調査を実施しております。そのうち主食に関する問いでは、令和5年度は、「今のままが良い」が最多でございました。

今後においてもできる限り児童生徒の声に耳を傾けながら、安心安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供していきたいと考えます。と答弁いたしました。

次に67ページをご覧ください。

菊川議員より学校給食の現状と課題について「地場農産物の食材購入方法は」とのご質問がありました。

令和6年度学校給食センター給食用物資納入業者登録は、11業者でございます。

契約する給食用物資納入登録業者には、引き続き可能な限り、地場産品を納入するよう依頼をします。

また、登録業者とは別に、地産地消への取り組みとしまして、地元の4生産者に加え麻植郡農協とも連携し、今年度からは、吉野川高校とも連携し、納品していただいております。

今後におきましても、生産者の方にご協力いただきながら、できる限り地場産物を多く使用できるよう工夫して参ります。と答弁いたしました。

次に、「アレルギー対策の現状は」とのご質問がありました。

本市では、食品衛生法で定められている特定原材料7品目に限定しており、現在、66人でございます。

対象者については、「学校生活管理指導表」を基に面談し、個々の状態把握と情報共有に努め、それぞれの状態に応じた除去食、代替食を提供しています。

しかしながら、食物アレルギーは、ごく微量でもアレルギー症状を誘発する可能性があるため、どうしても安全な給食提供することが困難と判断する児童生徒には、自宅からお弁当を持参してもらう場合もございます。と答弁いたしました。

次に「残食の現状と対策は」とのご質問がありました。

令和4年度の食品廃棄物発生量は、年間1人当たりで、合計17.7Kgで、全国調査と比較し0.5Kgほど多い状況でございます。

昨年12月のアンケート調査では、「量がちょうど良い」との回答が、ご飯で70.2%、パンで60.8%、おかずでは、71.4%でした。

献立作成は、食べ残しの多い献立を検証するとともに、嗜好が偏らず、幅広い栄養素を取り入れバランスがよくなるような工夫をしており、さらに、小学校は3学年、中学校では2学年を対象に、テーマを決め栄養教諭が食育の授業を行っております。

加えて、「ふれあい食体験事業」を令和6年度から再開します。その他にも、栄養教諭が、給食時間に学校に出向いて、当日の食材や献立について話をし、児童生徒とコミュニケーションをとっています。と答弁いたしました。

井上生涯学習課長

69ページをお開き下さい。

岸田益男議員から市制20周年記念事業について(2)吉野川市史偉人編の編纂事業はとのご質問がありました。

答弁としまして、偉人編につきましてはこれまで、NPO法人吉野川市文化協会が平成27年に発刊した「吉野川市の文化に尽くした先人たち」のみで120名の文化人を掲載したものでございます。

今回吉野川市制20周年を記念し作成する偉人編の編纂につきましては、文化人に加え、産業、教育に貢献された方も追加し、刊行後は、図書館に配架するほか、小中学生をはじめ希望する市民に配布する予定としております。

市史偉人編を通して、長い歴史の中で偉業を成し遂げた本市の先人たちの遺徳を偲ぶとともに、本市への愛情を深めていただきたいと考えております。と答弁いたしました。以上でございます。

栗洲教育長 議会関係でございますが、ただいまの件について、ご質問等はございますか。

委員 66ページの「物価高騰の影響を受けている子育て世帯に、今以上の負担増は厳しいと考え、当面の間、これを市が負担する」とありますが、当面の間とはどれくらいの期間を考えているのでしょうか。

馬郷副教育長 少なくとも今年度につきましては補助する予定でございます。

委員 できましたら、少しでも長くお願いします。

栗洲教育長 他ございませんか。
ないようですので、続きまして報告事項(3)「吉野川市学校給食用物資調達納入業者登録」について事務局より説明をお願いいたします。

岡田所長 資料70ページをご覧ください。
報告事項(3)「学校給食用物資調達納入業者登録について」をご説明させていただきます。
教育委員会事務委任等規則第2条及び吉野川市学校給食用物資調達納入要綱第5条第1項の規定により、吉野川市学校給食用物資調達納入業者の登録について教育長が専決したので、規則第4条第1項の規定により別添のとおり、ご報告させていただきます。

71ページをご覧ください。

この学校給食用物資調達納入業者登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっており、令和6年度の登録申請受付を令和6年2月1日から13日まで行ったところ、継続業者10業者と、新規業者1業者の申請がありました。書類審査の結果、継続業者においては本年度の納入状況も誠実で良好であり、また、新規業者においては経営規模・信用状況・衛生状況等を審査した結果、選定基準を充たしており、令和6年度の学校給食用物資納入業者として登録することといたしました。以上でございます。

栗洲教育長 ただいまの件について、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは「教育長職務代理者の指名について」にうつります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の規定では、教育長に事故等が生じた際、あらかじめ教育長が指名する委員が職務代理を行うこととなっております。

来る3月31日もちまして、昨年3月定例会で申し合わせいたしました貞野雅己氏の教育長職務代理者としての任期が満了いたします。

つきましては、4月1日からの職務代理者について、私より指名させていただきたいと思っております。

「山口奈美委員」をお願いできればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、任期については、法律では定められていませんが、4月1日から1年間をお願いいたします。

それでは、教育長報告にうつります。関係資料をご覧ください。

3月8日でございます中学校の卒業式、15日小学校の卒業式がございました。祝辞の件、教育委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

本日22日は修了式でございます。教職員の人事異動の発表、新聞発表は明日の朝刊ということ

になっています。離任式も各学校で時間は異なりますが、行うことになっています。

それと最下段の4月3日、県市町村教育委員会教育行政連絡協議会が10時から総合教育センターでございます。前回、ご案内を差し上げましたが、出席される方、どうぞよろしく願います。

それから、今日、祝辞をお渡ししましたが、入学式が4月9日、午前が小学校、午後が中学校でございます。祝辞の読み上げをどうぞよろしく願います。以上でございます。

それでは4月の定例教育委員会の開催日時について事務局より願います。

川端教育総務課長 次回の定例会ですが、4月25日（木）午前10時からの開催とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

栗洲教育長 25日（木）午前10時という提案でございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは4月25日（木）午前10時ということでよろしく願います。

以上をもちまして、本日の定例会を閉じることいたします。大変お世話になりました。